

SPIRAL STUDIO 会員規約

◆第1条(名称)

本校は「SPIRAL STUDIO」(以下、本スクールという)と称し、株式会社スパイラル・リズム(以下、本社という)が管理・運営を行います。

◆第2条(会員資格)

本スクールの入会資格は以下の通りとします。

- ・ 会員規約及びその他の規約(以下本規約という)を遵守できる方
- ・ 18歳未満の場合、親権者の同意がある方
- ・ 心身ともに健康な方
- ・ 医師から運動を禁止されていない方
- ・ 反社会勢力ではない方
- ・ 当社が審査を行い、適正と認めた方

◆第3条(入会契約)

- ・ 本スクールは、会員制とします。
- ・ 本スクールに入会しようとする方は、本規約をご了承の上、規定のサイトから入会手続きを行うものとします。
- ・ 本契約の締結は、所定の入会手続きをする際に、入会金、初月会費の日割りと来月分の授業料を入金した時点で成立するものとします。
- ・ 未成年者の場合、親権者の同意が必要になります。

◆第4条(会員証)

- ・ 本契約締結後、会員ページで発行されるQRコードが会員証の代わりとなります。
- ・ レッスンを受ける際は必ず会員ページにログインできる機器をお持ちください。
- ・ 会員証を他人に貸与することはできません。

◆第5条(授業料)

- ・ 会員は選択したコースの授業料を所定の方法により納入するものとします。
- ・ 一旦納めた入会金及び授業料等の諸費用は、いかなる理由があつたとしてもこれを返還しません。
- ・ 授業料等が社会情勢、経済情勢の変動により不相当なものとなった場合、本スクールは料金を改定できるものとします。

◆第6条(授業料の納入について)

- ・ 月謝は該当月の分を先月の20日にカード決済させていただきます。(例:5月のレッスン分の月謝は4月20日に決済されます。)
- ・ 月謝を2ヶ月以上滞納した場合、レッスンを受講できません。

◆第7条(休会)

- ・ 休会は原則として認められません。ただし本スクール所定の休会届けにご記入の上、承認を得られた場合は可能となります。

- ・原則として、月途中からの休会はできません。
- ・休会手続の受付期限は、毎月10日を期日とし、受付月の翌月から休会とします。
- ・休会中は会員資格を継続できるものとします。

◆第8条(変更届)

- ・会員は氏名・住所・連絡先など申込時の入力事項に変更があった場合には、速やかに情報の変更を報告するものとします。
- ・コースの変更を希望する場合には、変更希望月の前月10日までに本スクールに報告するものとします。

◆第9条(退会)

- ・退会を希望する場合は、毎月10日までに本スクール所定の退会届 けにご記入の上、ご提出ください。月末付で退会となります。
- ・規定日を過ぎて退会届を提出された場合、退会月は翌月となり、 翌月分の会費もお支払いいただきます。

◆第10条(禁止事項)

- ・酒気を帯びている場合、刃物等の危険物を所持している場合、伝染病等の疾病を有する場合は、たとえ会員の場合でも本スクールへ の立ち入りを禁止します。
- ・会員及びその保護者が直接講師にレッスンや振り付け等の依頼をすることはできません。

◆第11条(レッスン)

- ・講師のダンサー活動の為、また不慮の事故・病気等の理由により、止むを得なくレッスンを代講・休講する事があります。予めご了承ください。尚、レッスンが代講又は休講した場合、レッスン料の返金はできないものとします。
- ・レッスン中のケガ・体の不調を感じた時は、速やかに担当講師に申し出てください。
- ・レッスンの規律を乱す行為、他の会員に危害を加えるなど、迷惑になる行為を禁止します。

◆第12条(免責)

本校は会員に対し、以下の事由に基づく損害等に関して一切の責任を負わないものとします。

- ・本スタジオ内において生じた盗難・傷害・その他の事故。
- ・レッスン中に起きた怪我・傷害・病気・持病等の発生、その他の健康状態の変化。

◆第13条(損害賠償責任)

- ・会員及び同伴者が本スクールの施設を利用中、自己の責任において本スクールまたは第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を 負うものとします。

◆第14条(休校および閉鎖)

本スクールは次の場合、休校または閉鎖することができるものとします。その場合、会員は損害賠償等の異議申し立てをすることはできません。

- ・地震、台風、津波等の天災、火災、伝染病、暴動、戦争等により、本スクールの営業が不可能、または著しく困難になったとき。

◆第15条(除籍処分等)

本スクールは会員が以下の各項のいずれかに該当すると認めた場合、除籍処分を行うことができるものとします。

- ・会費を滞納し、期限を定めた催促に応じない場合。
- ・本スクールの施設および備品を故意に毀損した場合。
- ・本スクールの規約に違反し、注意を聞き入れない場合。
- ・本スクールの名誉を傷つける行為、及び本スクールの秩序を乱す行為を行なった場合。
- ・その他本スクールが除籍に相当すると認めた場合。

◆第16条(改定)

本規約の改定・変更等は、本社の定めるところとし、その効力は全ての会員に及ぶものとします。